

申請に関するQ&A

質問	回答
<p>1 この補助金の交付対象は、どのようなものですか。</p>	<p>この補助金の交付の対象は、吉野町町制70周年記念事業基本方針の趣旨に沿った事業で、以下の趣旨に沿ったものです。</p> <p>(1)「シビックプライドの醸成」となる事業</p> <p>(2)「次世代につなげる未来志向の取組」となる事業</p> <p>(3)「まちの魅力発信」となる事業</p>
<p>2 「吉野町協働のまちづくり推進交付金」と良く似ていますが、違いは何ですか。</p>	<p>町制70周年事業の趣旨に沿ったものを対象としており、協働のまちづくり推進交付金と違い年間継続性という部分を審査の基準に加えていないことから、1回限りの事業であっても町制70周年の趣旨に添ったものであれば採択されやすくなっています。</p>
<p>3 申請用紙を見ると申請できる団体として定款、寄附行為など難しい要件を求められているように感じますが…。</p>	<p>任意のサークル、ご近所の仲間などでも5人以上で構成されていれば結構です。</p>
<p>4 補助金を申請する個人や団体の規模に規定はありますか。</p>	<p>特にありませんが、少なくとも同一世帯でない5人以上の構成員が所属していることが必要です。</p>
<p>5 営利を目的とする事業は対象外とありますが、営利を目的とはどういうことですか。</p>	<p>「営利を目的とする」とは、活動によって得た利益を構成員で分配することをさします。よって本事業の対象は営利を目的としない事業のため、団体の活動で収益があった場合には、事業実施のために雇ったスタッフやアルバイトの人件費や消耗品費、交通費等の必要経費に充て、さらに余剰金(利益)が生じた場合は、構成員で分けず、助成金の減額申請を行っていただくことになります。</p>

申請に関するQ&A

質問	回答
<p>6 入場料を徴収する場合や青空市・フリーマーケットなどは営利目的にあたりますか。</p>	<p>実費以上の入場料を徴収し利益を構成員で分配する場合などは本補助金の対象外ですが、実費相当の入場料を徴収する事業は営利目的にはあたりません。また、地域活動団体が行う地域特産品青空市やフリーマーケット、地域活動団体が無料の展示会に併せて作品販売等を行う場合も営利目的にはあたりません。</p>
<p>7 営利目的の団体は除くとありますが、会社仲間のサークルはダメですか。</p>	<p>そのサークルとしての目的が、営利を目的としなければ申請していただけます。</p>
<p>8 既に活動を始めている経費についても申請できますか。</p>	<p>令和8年4月以降の活動分に関しては補助対象と致します。事業の着手を令和8年4月1日とご記入ください。</p>
<p>9 1回限りの事業も対象となりますか。</p>	<p>1回限りのものでも対象となります。</p>
<p>10 来年の3月末日以降も活動を継続していきたいのですが、申請できますか。</p>	<p>令和9年3月31日までの活動について補助対象となります。申請書等の事業実施期間(完了日)を令和9年3月31日とご記入ください。</p>
<p>11 当事業の予算額はどのようになっていますか。</p>	<p>本事業の当初予算は、総額100万円となっています。</p>
<p>12 当事業の採択予定数を教えてください。</p>	<p>採択事業数は、予算の定める範囲で、審査により補助割合とともに決定します。概ね1事業の補助上限額は、10万円。</p>
<p>13 15万円を要する事業を実施しますが、それに対し町以外から5万円の補助金(助成金)が交付されます。この場合、町民提案事業の補助を受けることができますか。</p>	<p>他の補助金(町以外)を受けている場合は、要する経費の15万円から町以外の補助金を差し引いた10万円が補助対象の経費として、町民提案事業の申請ができます。</p>

申請に関するQ&A

質問	回答
<p>14 補助金を申請する団体が、町から他の補助金(助成金)を受けている場合でも対象になりますか。</p>	<p>補助金を申請する団体等が、他の事業で町から補助金を受けていても、町制70周年として新規で行う事業や拡充して行う部分について町から他の補助金(助成金)を受けていなければ対象となります。</p> <p>なお今回申請しようとする取組みに対し町から他の補助金(助成金)を受けている場合は本補助金の交付対象となりませんが、そのような場合であっても、他の制度での支援ができないなど共に検討させていただきたいので、まずはお問い合わせください。</p>
<p>15 補助対象外の経費はどのようなものがありますか。</p>	<p>団体運営のための経費、施設整備、備品購入を目的とする事業の経費などです。</p>
<p>16 第1号様式に添付する書類について、(6)その他、町長が必要と認める書類とありますが、どのようなものが必要なのですか。</p>	<p>これは申請の段階では、特段必要とするものではありません。申請していただいた内容を町で精査して、その支出等の用途算出根拠として詳しい資料を提出していただくことがあることをご了承願います。</p>
<p>17 申請された事業の審査はどのように行われますか。</p>	<p>原則として提出していただいた書類による審査のみを行います。ただし、提案事業内容で、特に書類に加え代表等の方から説明いただく必要のある場合は、別途連絡させていただきますので予めお知りおきください。</p> <p>審査結果は後日郵送します。また採択案件は公表するものとしてします。</p>
<p>18 補助金を概算でもらうことができる理由はどのようなものですか。</p>	<p>補助金を概算払いで交付しないと事業の実施に支障が生じる場合です。例えば講演会の講師謝金が高額で前払いの必要があるときなど、事業完了後の補助金では事業そのものが実施できない場合や、事業の実施に初期投資が必要な場合です。既に実施した活動に要した経費については、概算払いの対象とはなりません。</p>

申請に関するQ&A

質問	回答
19 採択がなされた後の事務手続きにはどのようなものがありますか。	採択をした申請については、町から各団体等に交付決定通知をお送りします。そこで必要に応じて補助金の概算払い請求をしてください。その後は各団体等において申請内容に沿った事業を実施していただきますが、事業終了後は、事業の実績報告書を提出していただき、補助金の精算（概算払いの助成金の精算、補助金の精算払いの請求など）を行います。なお補助事業に係る収入・支出を明らかにした帳簿やその証拠書類は整理したうえで、事業年度終了後、5年間保管してください。